臨時号
平成29年 2017年 10月

広報やわた

発行・八幡市役所　編集・政策推進部秘書広報課

ホームページ
http://www.city.yawata.kyoto.jp/

〒614-8501　京都府八幡市八幡園内75　電話（075）983-1111　ＦＡＸ（075）982-7988

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と環境にやさしい植物インクを使っています

第48回衆議院議員総選挙特集

10月22日（日）は衆議院議員総選挙

投票　午前7時から午後8時まで　**開票**　午後8時45分から
文化センター・小ホール

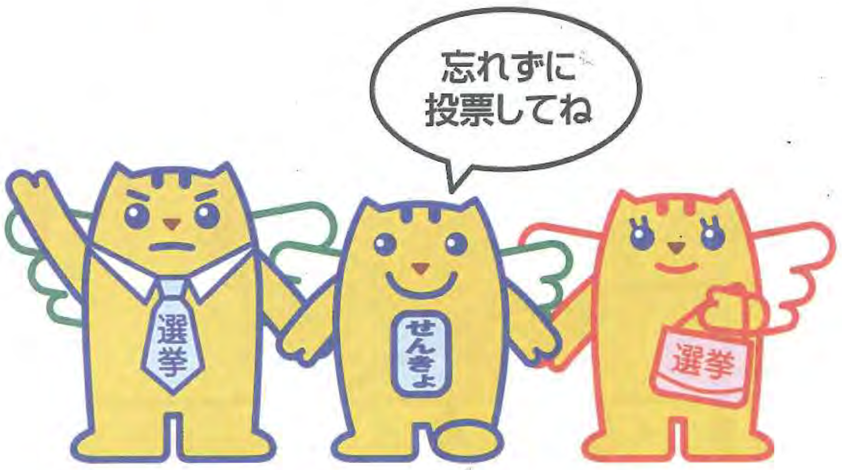

みんなそろって投票しましょう

平成29年9月28日に衆議院が解散されたことに伴い「衆議院議員総選挙」が10月10日（火）に公示され、10月22日（日）に投票が行われます。今回の選挙は、小選挙区選挙、比例代表選挙と併せて最高裁判所の裁判官としての適否を問う国民審査も同時に行われます。

当日は、午前7時から午後8時まで、市内24カ所で投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。みんなそろって大切な一票を投じましょう。

八幡市で投票ができる人は

衆議院議員総選挙に八幡市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。

1 日本国民
2 平成29年7月9日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人
3 平成11年10月23日以前に生まれた人

市内転居の場合は注意

市内で住所変更された場合は、届け出日によって投票所が変わります。

▼今年9月29日までに届け出した場合

新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

▼今年9月30日以降に届け出した場合

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地で投票していただくことになります。

この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、選挙管理委員会で選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。

また転出された人でも、転出後一定期間（原則的に4カ月間）は、八幡市の選挙人名簿に登載されています。

転出された人でも、八幡市で投票することができる可能性があります。これらの人へは、「投票所入場券」に代え「投票のお知らせ」のハガキを送付します。そのハガキに投票方法が記載されています。

7月10日以降に転入された人は前住所地で投票

平成29年7月10日以降に八幡市へ転入届をされた人は、八幡市では投票できませんが、前住所地で投票できます。この場合、前住所地の選挙区の候補者を選ぶことになります。

前住所地が遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票することができますが、前住所地の選挙人名簿に登載されている必要がありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。短期間（約半年）に2回以上、住所変更（市内転居除く）をされていると、今回の選挙では投票できない場合があります。該当される人は、なるべく早く、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

18さい　せんきょへ行こうよ　みんなでね

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会（市役所2階）　☎983-1111（代）

第48回衆議院議員総選挙　10月22日（日）

投票　午前７時から午後８時まで　**開票**　午後８時45分から　文化センター・小ホール

選挙公報を配布します

「選挙公報」は、選挙で候補者を選ぶときの大切な資料です。投票日の２日前（10月20日（金））までに各家庭にお届けします。
投票日の２日前になっても届かない場合は、選挙管理委員会へ問い合わせください。

▼投票所入場券を忘れずに

あなたの投票所は「投票所入場券」に記載してあります。あらかじめご確認ください。

市は、事前にハガキの**投票所入場券**を有権者の皆さんに郵送します。投票日には投票所入場券を忘れずにお持ちください。

投票所では時間短縮のため、投票所入場券に記載しているバーコードをパソコンで受け付けをします。投票所入場券は折り曲げないでご持参ください。

▼投票所入場券が10月13日（金）になっても届かないときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。万一、投票所入場券を紛失されても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に投票所の係員までお申し出ください。

★投票所入場券の裏面を宣誓書兼請求書にしています。期日前投票をされる場合にご利用いただけます。記入されている場合は、直接受付にお渡しください。

▼おもて　うら▼

郵便はがき

山城八幡局
料金後納郵便

選挙事務

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査	投票所入場券		
投票日時	平成　年　月　日 午前　時～午後　時		
投票所			
投票区	頁	番号	
氏名		性別	

区分

A0220100006190729A

<投票についてのご注意>

○この入場券は、投票日まで大切に保管し、当日に必ず本人が投票所へ持参してください。

○もし、この入場券をなくされたときは、投票日の当日に投票所でその旨を係員に申し出てください。

○選挙当日に都合の悪い場合は、期日前投票をしましょう。（右の「期日前投票宣誓書」に必要事項をご記入の上、ご持参ください。）

期日前投票
期間：公示の翌日（水曜日）から投票日の前日（土曜日）まで
※土曜日、日曜日も受付しています。
時間：午前8時30分～午後8時
場所：市役所1階警備員室前　第1会議室
（前回参議院選挙の場所から変更しています。）

○投票日（期日前投票日）に有権者でない方は投票できません。

八幡市選挙管理委員会
電話　983-1111（代）
八幡市選挙管理委員会の印

期日前投票宣誓書

私は、第48回衆議院議員総選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。
＊該当するいずれかの□に✔を付してください。
（　）がある場合には具体的に記載してください。

1	□仕事　□学業　□地域行事の役員　□本人又は親族の冠婚葬祭　□その他（　　）	に従事
2	1以外の用事又は事故のため、次に外出・旅行・滞在　□八幡市以外　□八幡市内（　　）	
3	□疾病、負傷、出産、身体障がい等のため歩行困難　□刑事施設、労役場、監置場等に収容	
5	□住所移転のため、八幡市以外に居住	
6	□天災又は悪天候により投票所に到達困難	

上記は真実であることを誓います。
八幡市選挙管理委員会委員長様　平成29年10月＿＿日

氏名		生年月日	明・大・昭・平　年　月　日生
現住所	□表面記載の住所と同じ ↓表面記載の住所と異なる場合は記載してください。		

期日前投票をご利用ください

期間・場所
10月11日（水）～10月21日（土）
午前８時30分～午後８時
市役所１階西側・警備員室前
※前回参議院選挙の場所から変更しています。

期日前投票は、投票日に仕事や用事などがある人が投票日の前に投票できる制度です。投票日と同じように用紙に記入し、投票していただきます。

次の理由で投票所に来られない人は、ご利用ください。

▼当日、仕事等がある人（仕事場が投票区の区域内でもかまいません。親族の冠婚葬祭に出席される場合もこれに該当します）

▼当日レジャーや買い物など私用で投票区の区域外へ出かける人

※土曜日・日曜日も同じ時間で受け付けています。印かんは不要。「投票所入場券」をお持ちください。

※今回から、国民審査の期日前投票が10月11日（水）からできるようになりました。ただし、10月6日（金）～9日（月・祝）に審査対象になる裁判官が追加となった場合は、国民審査の期日前投票は10月15日（日）からの開始になります。

■病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会でされる不在者投票は今までどおりです。

郵便により投票ができる人

身体障がい者（戦傷病者）または要介護者の皆さんには、不在者投票の特例として**「郵便による投票制度」**があります。この方法で投票ができる人は、八幡市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳（戦傷病者手帳）の交付を受け、下の表の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

★障がいの要件　※表中（　）は、戦傷病者

障がいの部位など	等級
❶両下肢・体幹	１級・２級（特別項症～第２項症）
❷心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	１級・３級（特別項症～第３項症）
❸肝臓・免疫	１級～３級
上記の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が❶～❸の障がいと同程度と認めた場合	

郵便による投票手続き

▼郵便投票証明書の交付を受けている場合……選挙管理委員会事務局に投票用紙請求書を備えていますので、郵便投票証明書を持って請求にお越しください。郵送でも代理人でもできます。

▼郵便投票証明書の交付を受けていない場合……早めに身体障害者手帳か戦傷病者手帳もしくは介護保険の被保険者証を持って選挙管理委員会事務局へ申請してください。なお郵便による不在者投票用紙などの請求期限は、10月18日（水）までです。

点字や代理投票は係員へ

投票のとき、目の不自由な人は**「点字」による投票**ができます。

候補者の名前を自分で記入できない人の場合は、投票所の係員が本人から直接お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する**「代理投票制度」**があります。

秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

投票はこのように

投票所では、ここに掲載した方法で投票してください。今回の選挙は、衆議院小選挙区選出議員選挙（京都６区）、衆議院比例代表選出議員選挙，最高裁判所裁判官国民審査です。

※一部、図と取り扱いが異なる投票所があります。

色	投票
桃色	小選挙区選出議員（候補者の氏名を記入）
うす青色	比例代表選出議員（政党などの名前を記入）
うぐいす色	国民審査（やめさせたい裁判官に×印を記入）

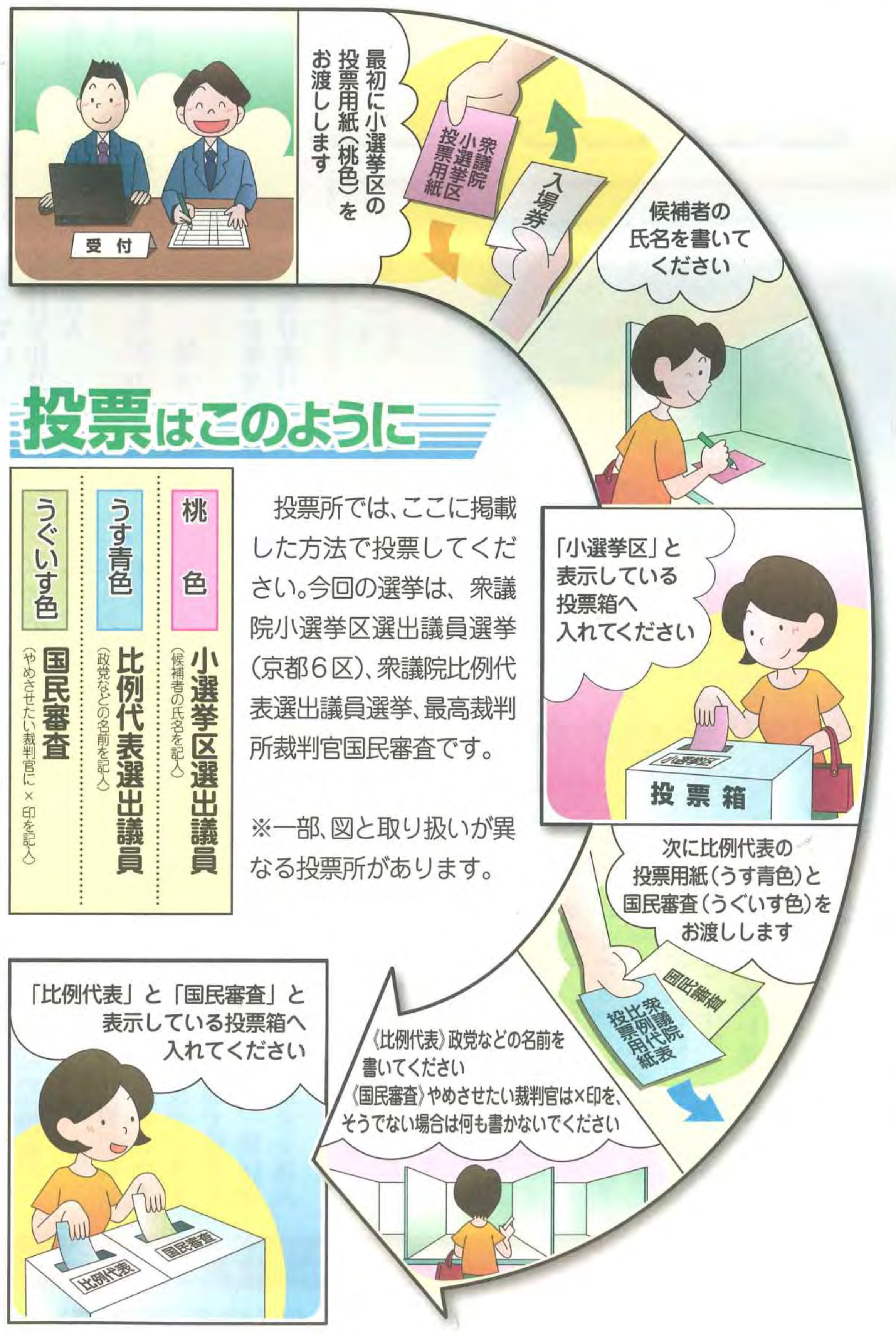

海外に長期滞在の人にも投票の機会があります

国政選挙に限って、海外に長期滞在されている人も投票することができます。

投票を希望される人は、事前に在外選挙人証の交付を受けておく必要があります。滞在されている国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在外選挙人の登録手続きをしてください。小選挙区選挙、比例代表選出選挙のいずれも投票できます。

※地方公共団体の選挙については、海外から投票することはできません。

一票を 託せる代表 見極めよう

選挙の大事さ 親から子供に 伝え継ぐ

選挙管理委員会
委員長 森田孝利

衆議院が解散され、第48回衆議院議員総選挙が執行されることになりました。

選挙は、国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものです。有権者の皆さんが投票することは政治参加の第一歩、大事なことです。

選挙に行き、明るい社会のために、あなたの一票を投じましょう。

すべての有権者の皆さん、投票所でお待ちしています。

あなたの投票所はこちらです

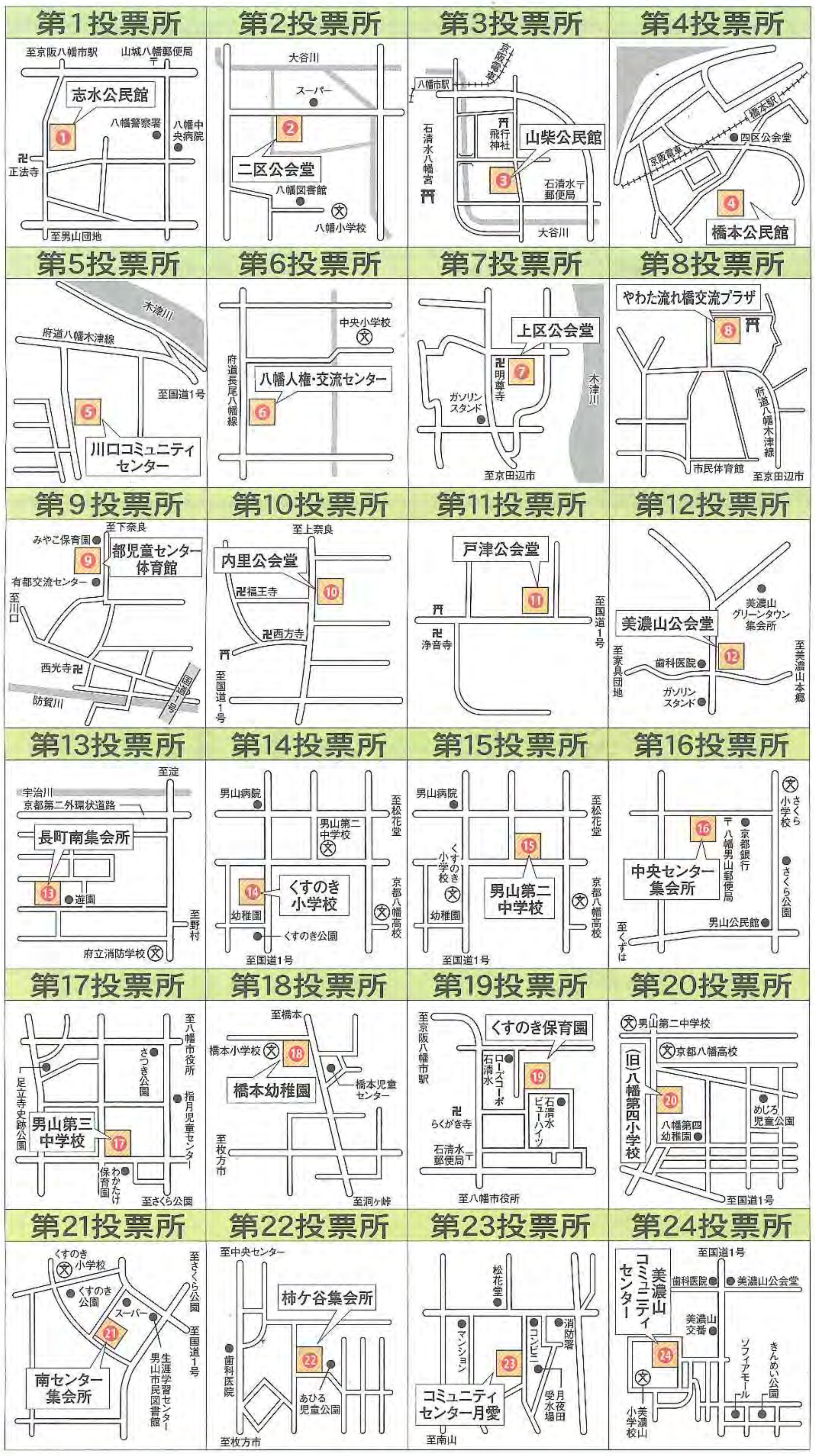

投票所設置場所一覧

投票区	投票所　所在地	対象地域
❶	志水公民館　八幡岸本35－4	一区
❷	二区公会堂　八幡三本橋1－1	二区(双栗含む)
❸	山柴公民館　八幡山柴48・49	三区(一部)
❹	橋本公民館　橋本堂ケ原36	橋本(一部)
❺	川口コミュニティセンター　川口萩原24－1	川口(高原を除く)・八幡(番賀・小西)
❻	八幡人権・交流センター　八幡軸63	六区
❼	上区公会堂　岩田高木82－2	上区
❽	やわた流れ橋交流プラザ　上津屋里垣内56－1	中区
❾	都児童センター体育館　下奈良今里17	下区
❿	内里公会堂　内里東ノ口33	内里
⓫	戸津公会堂　戸津北小路34	戸津(一部)
⓬	美濃山公会堂　美濃山宮道55－1	美濃山・戸津(一部)・八幡(御幸谷の一部)
⓭	長町南集会所　八幡長町3－67	八幡(長町・樋ノ口)・川口(高原)
⓮	くすのき小学校　男山金振9	男山(金振・竹園の一部)
⓯	男山第二中学校　男山石城3	男山(石城・弓岡)
⓰	中央センター集会所　男山八望3	男山(八望・泉)
⓱	男山第三中学校　男山笹谷3	男山(美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月)
⓲	橋本幼稚園　橋本中ノ池尻15	橋本(一部)・西山
⓳	くすのき保育園　八幡吉野垣内3－1	三区(一部・石清水ビューハイツ含む)
⓴	(旧)八幡第四小学校　男山松里1	男山(吉井・松里)・八幡(安居塚・中ノ山・南山・備前・長谷の一部・福禄谷の一部)
㉑	南センター集会所　男山竹園2	男山(香呂・竹園の一部)
㉒	柿ケ谷集会所　八幡柿ケ谷80－12	八幡(柿ケ谷・長谷の一部・福禄谷の一部)
㉓	コミュニティセンター月愛　八幡月夜田81－1	八幡(月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水珀・一ノ坪・御幸谷の一部)
㉔	美濃山コミュニティセンター　欽明台西70	欽明台・岩田大谷・内里大谷

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所2階)　☎983-1111(代)